諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：平成１４年１２月１７日（平成１４年(行情)諮問第５３９号
答申日：平成１５年４月１０日（平成１５年度（行情）答申第２２号）
事件名：特定会社に係る災害調査復命書の不開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

特定事故に関する災害調査復命書(以下「本件対象文書」という。)につき,諮問庁が不開示とすべきであると判断した部分のうち,別表３欄に掲げる部分は,開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。）３条に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１４年２月２７日付け北労発総第２２７号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）法５条１号について

被災者氏名,年齢等個人識別情報が含まれていることについては,開示請求者が被災者の父であって,被災者の個人情報保護の利益を放棄している。

（２）法５条２号イについて

安全管理体制等法人情報については,法人として通常求められる安全管理体制を整えているのが当然であり,これの情報が明らかになったとしても当該法人の正当な利益を害することにはならない。

仮に,当該法人に通常求められる安全管理体制の欠落があったとして,これの情報を開示しないというのは当該法人の不当な利益を保証することになる。

法５条２号イは,法人の正当な利益を保証するものであり,単なる利益を保護するものではない。

（３）法５条６号について

本件災害については,関係者からの事情聴取を含めすべての調査が完了

したものであって,今後更なる災害調査を行うことはないものであることから,今後における調査への協力が困難になるとの理由にはならない。

（４）その他

上記（１）から（３）までの不開示情報があるとしても,これを除いた部分を開示すべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件対象文書について

災害調査は,死亡災害又は重大災害等の労働災害が発生した場合に,同種災害の再発を防止するため,労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態,労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を調査し,これらの原因を是正する方法を究明するために行うものであり,また,災害調査復命書は,災害調査を行った調査官（労働基準監督官,産業安全専門官,労働衛生専門官等）がその属する労働基準監督署長に調査結果を報告するために作成した文書である。

本件災害調査復命書は,具体的には,本体及び添付資料（見取図,事故現場の写真及び事故があった機械の電気回路図面等）からなり,本体には主に災害調査を実施した事業場に関する事項（事業場名,業種,所在地,代表者職氏名,安全管理体制等）,被災労働者に関する事項（被災者職氏名,年齢,職種,障害の部位及び傷病名,休業見込み日数及び死亡等）,調査実施に関する事項（実施年月日,面接者職氏名,調査官氏名等）,災害の内容に関する事項（災害発生地及び発生年月日時,起因物,事故の型,発生状況,原因等の概況,災害発生状況の詳細（事業等の概要,災害発生までの経過について,資格関係について）,災害発生の原因,防止のために講ずるべき対策等の詳細（災害の発生原因,災害の防止対策）,調査結果に関する事項（違反条項,措置内容案,署長判決および意見,調査官の意見および参考事項等）が記載されている。

なお,災害調査復命書は,署長に報告された後,労働災害を発生させた事業場に対する指導等に活用するとともに,安全衛生行政の推進上特に注目すべきものについては,都道府県労働局を通じて本省に写しが送付され,同種災害の再発防止対策の検討や法令改正を始めとする各種の政策に反映されている。

２　不開示相当部分

（１）法５条１号について

本件対象文書のうち,被災者氏名,年齢等被災者個人に係る情報や本災害調査に協力をした者の氏名等個人を識別する情報が記載されている部

分については,法５条１号に該当し開示することはできない。

なお,法においては何人も等しく目的を問わず行政文書の開示請求ができることとされており,本人若しくはその家族,又はそれらの代理人からの請求であっても第三者からの請求と同様の取扱いをせざるを得ないものである。

（２）法５条２号イについて

本件対象文書のうち事故に関連した機械の商品名については,これを公にすることにより,既にインターネット等で公開されている当該機械の商品名等の情報とあいまって,それを知った同種の機械購入予定者が,当該機械自体が災害発生の原因ではないにもかかわらず,あたかも当該機械がその原因であるかのような懸念を抱き,当該機械ではなく同種の他の機械を購入しようとするなどの行動を取る可能性があることは否定できず,その結果,場合によっては,当該機械の製造業者について,競争関係にある他の同種事業者との間における競争上の地位その他正当な利益を害することとなるおそれがあるため,法５条２号イに該当し,開示することはできない。

また,本件対象文書には,当該機械の電気回路図面,性能を示す試験結果書,取扱説明書等の資料を含んでおり,これらには当該機械の製造業者の製造上のノウハウが記載されていることから,これらの情報を公にすると製造業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため,法５条２号イに該当し,開示することはできない。

さらに,当該機械の電気回路図面等が公にされた場合には,当該電気回路図面等が当該機械のものであることは,当該機械を販売する事業者や当該機械と同種の機械を製造・販売する事業者等にとっては,これらの者が有する他の情報と照合することにより,容易に知り得ることとなるものであり,結果として当該機械の商品名を公にすることと同様の結果をもたらすこととなる。

（３）法５条２号ロについて

事業場内見取図,勤務シフト表,事故があった機械の図面,性能を示す試験結果書,取扱説明書等被災事業場から提出を受けた資料は,行政機関の要請を受けて,公にしないとの条件で任意に提供されたものであり,法人における通例として公にしないこととされているものに当たることから法５条２号ロに該当し,開示することはできない。

（４）法５条６号について

災害調査は,当該事故に関して労働安全衛生法令等の法違反の有無だけ

でなく,その原因を解き明かし,当該事故を起こした事業者に対する再発防止に役立てるとともに,同種の災害が生じないよう,今後の労働災害防止に向けた行政施策の立案・展開に資するために実施するものである。

そのため,具体的な調査では,調査官と調査関係者との相互の信頼関係を前提にして,多数の事故関係者から任意で正確な事実の説明や関係資料の提供がなされ,事故当時の作業内容・方法等を明らかにされ,また,事故現場の保全,再現が行われることが必要である。

上述のとおり,災害調査は関係者の理解と協力の下で任意の形で提供された情報に基づき行われるものであるところ,本件対象文書である調査結果に関する事項を除く本体及び添付資料が公になることが前提となれば,

① 事故の正確な原因・内容を知っていたとしても,説明者あるいは事業者にとって不利益となると考えられる場合にはその部分を省略又は簡略化し,関係資料の提供もなされなくなるなど事故の原因究明に必要とされる具体的,客観的な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想されること

② 災害調査は前述のとおり,関係者の理解と協力の下で任意の形で行われており,原因究明のための任意の協力の過程が公開されることになれば,黙示の合意により公にされることがないことを認識している事業場が自主的改善の意欲を減退させること

から開示することはできない。

したがって,本件対象文書のうち災害調査を実施した事業場に関する事項,被災労働者に関する事項,調査実施に関する事項,災害の内容に関する事項（「発生状況,原因等の概況」欄のうち事業場名を特定し得る情報,機械の商品名,傷病部位及び傷病名以外の部分を除く。）及び添付資料の情報を公にした場合,事故の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり,行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,法５条６号柱書に該当し,開示することはできない。

（５）法５条６号イについて

本件対象文書には,事故の発生状況として,起因となった工作物,事故の類型,被災労働者の被害程度（死亡,休業期間による傷害の程度等）が記載され,また,発生原因,防止対策,違反条項及び措置内容案がそれぞれ記載されている。

発生原因,防止対策及び調査結果に関する事項の各記載からは,本件事故について,調査官がどのような発生原因として把握した上,当該調査官及び署長が労働関係法令違反の有無をどのように判断したのかという労

働基準監督機関の法令違反等の措置基準が明らかとなる。

したがって,これらの情報が記載されている部分を公にした場合には,事業者の法令の遵守,安全管理に妥当性を欠く行為を助長するおそれが生ずることから,労働安全衛生関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法５条６号イに該当し開示することはできない。

３　開示相当部分

本件対象文書の記載内容のうち,決裁欄,局・署名欄については,いずれの不開示理由にも該当しないことから開示することとし,また,調査官の氏名については,現に一般に市販されている厚生労働省職員録に氏名が掲載されていること,また,調査官の官別については,公にすることが予定されている情報であることから開示することが適当であると考える。

さらに,「発生状況,原因等の概況」欄（事業場名を特定し得る情報,機械の商品名,傷病部位及び傷病名を除く。）については,調査官が事故の客観的事実としてその概要を取りまとめたものであり,これを公にしても,行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく,また,法５条１号から５号までの不開示情報にも該当しないことから開示することが適当と考える。

４　結論

原処分を変更し,本件対象文書のうち決裁欄,局・署名欄,調査官の官別及び職氏名欄並びに「発生状況,原因等の概況」欄（事業場名を特定し得る情報,機械の商品名,傷病部位及び傷病名を除く。）（以下「開示予定部分」という。）を開示するべきであるが,なお,その余の部分は不開示とするべきものと考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成１４年１２月１７日　諮問の受理

② 同日　諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成１５年２月１８日　本件対象文書の見分及び審議

④ 同月２６日　審議

⑤ 同年３月４日　審議

⑥ 同年４月８日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書及び不開示部分について

（１）本件対象文書は,特定の事業場内において発生した特定の労働災害について,担当官が当該災害現場に赴いて,関係者からの供述聴取,関係書類

の検分等を行い,調査結果として所属労働基準監督署長に報告した災害調査復命書である。

具体的には,本件対象文書は,復命書本体及び添付文書(資料,見取図及び写真）から成り,復命書本体には主に,（ア）災害調査を実施した事業場に関する事項(事業場名,業種,所在地,代表者職氏名,安全管理体制等）,(イ)被災労働者に関する事項(被災者職氏名,年齢,職種,障害の部位および傷病名,休業見込日数および死亡等）,（ウ）調査実施に関する事項（実施年月日,面接者職氏名,調査官氏名等）,（エ）災害の内容に関する事項（①災害発生地及び発生年月日時,起因物,事故の型,②発生状況,原因等の概況,③災害発生状況の詳細(a 事業の概要,b 被災者所属部署について,c 災害関係機材について,d 災害時の作業について,e 災害発生状況について,f 被災者について,g 被災時の被災者の服装について,h 被災者の健康状態,i 安全管理体制等),④災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細（a 事故発生までの流れの検討,b 災害発生原因,c 再発防止対策)),（オ）調査結果に関する事項(違反条項,措置内容案,署長判決および意見,調査官の意見および参考事項等）が記載されている。

また,添付文書は,（ア）事故現場の事業場の概要（パンフレット),(イ)事故に関連した機械に関する資料（取扱説明書,引渡書（保証書,仕様書及び試験結果成績書）及び配線図),（ウ）被災者に関する資料（a 死亡診断書,b 雇用契約書,c 履歴書,d 給与支給明細書（被災者のみ),e 給与明細一覧表（被災者を含む１０人分),f 出退勤カード確認表(被災者のみ),g 勤務シフト表（被災者を含む２２人分）及び h 出勤簿（被災者を含む３人分)),（エ）見取図１号から８号まで（事故現場の事業場の所在地を示す市販されている地図の写し,建物の設計図,機械の全景図及び操作盤図等）及び（オ）写真（担当官が撮影した事故に関連する機械並びに事故現場及び再現現場）から成っている。

（２）処分庁は,本件対象文書につき,法５条１号,２号イ並びに６号柱書及びイに該当するとして全部不開示とし,諮問庁は,原処分で不開示とした決裁欄,局・署名欄,調査官の官別及び職氏名欄並びに「発生状況,原因等の概況」欄（事業場名を特定し得る情報,機械の商品名,傷病部位及び傷病名を除く。）を開示するとしている。

したがって,その余の不開示部分につき,その不開示情報該当性を以下検討する。

２　法５条１号該当性及び６条２項の適用について

（１）本件対象文書中復命書本体に記載された内容は,上記１のとおり，被災

労働者の被災状況を記述した個人に関する情報であって,当該個人の氏名等により特定の個人を識別できるものであるので,法５条１号に該当する。

法６条２項にいう被災労働者の個人識別部分としては,氏名,年齢,職種,経験年数及び勤続年数の各記載が該当すると認められることから,次に,当該部分を除くことにより,公にしても,個人の権利利益が害されるおそれがないか検討する。

本件事案については,被災労働者の氏名等の個人識別部分を除いたとしても,本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災労働者が特定される可能性があるところ,復命書本体（イ）記載中の傷病名及び休業見込日数,（エ）②記載中の傷病名並びに③災害発生状況の詳細中ｅ「災害発生状況について」,ｆ「被災者について」及びｈ「被災者の健康状態」の各記載部分は，身体の具体的な損傷,程度,被災の詳細な経緯等を示すものであることから，本件の場合,これらを公にすることにより,当該被災労働者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

（２）本件対象文書中添付文書である資料（ウ）ａ「死亡診断書」及びｃ「履歴書」は被災労働者の個人に関する情報であって,氏名,生年月日,住所により個人を識別できるものであることから,法５条１号の不開示情報に該当し,同号ただし書のいずれの号にも該当せず,また,法６条２項により開示すべき情報にも該当しないことは明らかである。

（３）また,上記資料（ウ）ｂ「雇用契約書」,ｄ「給与支給明細書」,ｅ「給与明細一覧表」,ｆ「出退勤カード確認表」,ｇ「勤務シフト表」及びｈ「出勤簿」は,被災労働者等の個人に関する情報であって,当該氏名により個人を識別できるものであることから,法５条１号の不開示情報に該当し,同号ただし書のいずれの号にも該当せず,また,法６条２項により開示すべき情報にも該当しないことは明らかである。

したがって，復命書本体中被災労働者の個人識別部分である氏名,年齢,職種,経験年数及び勤続年数の各記載,（エ）③災害発生状況の詳細中ｅ「災害発生状況について」,ｆ「被災者について」及びｈ「被災者の健康状態」の各記載部分並びに添付文書である資料（ウ）ａからｈまでは不開示が妥当であり,それ以外の部分については,法５条１号の不開示情報に該当しないと認められる。

３　法５条６号該当性について

労働基準監督署は,労働災害の発生後,必要があると判断される場合には,労働災害を発生させた事業者に対して災害調査を行い,再発防止の是正措

置を講じさせ,また,監督指導を行うとともに，重大悪質な法令違反が認められる場合には,司法処分を行うための手続をとることとしている。

ア　労働災害防止対策の実施の支障について

災害調査は,当該事故に関して人的要因・物的要因・労働環境等複雑に絡み合った原因を解き明かし,当該事故の再発防止に役立てるとともに,同種の労働災害防止施策の推進に資するために実施するものである。

そのため,多数の事故関係者から，事故当時の作業内容・方法等のみならず，その背景等も含めて正確な事実の説明や関係資料の提供がされるとともに，事故現場の保全,再現が行われることが必要となる。

このような調査の実施に当たっては，通常,任意の方法で行い,それに協力が得られなくなったときに，必要に応じ労働基準法１０１条,労働安全衛生法９１条及び９４条の規定に基づき労働基準監督官及び産業安全専門官等が事業場への立入り,関係者への質問,物件の検査等の権限を行使するという手法を取っている。

具体的には,担当官が当該事業場に立入り,災害の発生状況や通常の作業方法等について,関係者から詳細に聴き取り,併せて帳簿・書類その他の物件の検査,写真撮影,工作機械等の作動状況等の分析あるいは事故の再現等による検証等を行っており，本件事案においてもこのような調査を行ったことが認められる。

このように,本件災害調査は,関係者の理解と協力の下で,任意の形で提供された情報に基づき行われ,担当官がこれに基づき事故の内容及びその発生原因等を詳細に検証し,災害調査復命書として取りまとめたものであると認められる。本件災害調査復命書である本件対象文書は,担当官が事故の内容及びその発生原因等を記載した上記１復命書本体及びおおむね関係者から提供された資料等である添付文書であるところ,これらが公になるということになれば,今後同様の災害調査において事故の原因究明に必要とされる具体的,客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあると考えられる。

すなわち,事業者にとって不利益となると考える場合には,事故の原因・内容を詳細に知っていたとしても,労働基準監督機関に対してその部分を省略又は簡略化した上で報告し,あるいは関係資料の提供さえ行わなくなるなど事故の原因究明に必要とされる具体的,客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあると考えられる。

以上のことから,本件対象文書中諮問庁において開示するとした開示予定部分以外の部分である上記１復命書本体（ア）から（エ）まで（(エ)②

を除く。）及び添付文書については,事故関係者の供述及び提供資料に基づき担当官が事故の詳細を記述したものや提供された資料そのものであり,これを公にした場合,事故の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり,行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法５条６号柱書に該当するものと認められる。

なお,上記１添付文書である資料（ア）事故現場の事業場の概要（パンフレット）は,当該事業場において一般に供するために広く頒布しているものであり,また,見取図中事業場の所在地を示す市販されている地図の写しは,担当官が市販されている地図をコピーしたものであり,いずれも事故関係者から提供されたものと言うよりも,誰でも容易に入手できる文書であると認められ,法５条６号柱書に該当せず,開示すべきである。

また,諮問庁が上記１復命書本体（エ）②記載中事業場名の特定につながる部分であるとして不開示とすべきであると判断した部分は,事故の発生場所を推察させるにとどまり,法５条６号柱書に該当しない。

イ　労働安全衛生法令の履行確保への支障について

本件対象文書には,上記１のとおり,事故の発生状況として,事故にかかわる業種,起因となった工作物,事故の類型,被災労働者の被害程度（死亡,休業期間による傷害の程度等）が記載され,また,発生原因,防止対策,違反条項及び措置内容案がそれぞれ記載されている。

諮問庁は,上記１復命書本体（エ）④の発生原因,防止対策及び（オ）調査結果に関する事項の各記載からは,本件事故について,担当官がどのような発生原因として把握した上,当該担当官及び署長が労働関係法令違反の有無をどのように判断したのかという労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかとなる旨主張する。

しかし,本件については,上記ア記載のとおり,事故の発生状況,原因及び再発防止対策等事故の詳細が記載された部分については不開示が妥当であると判断しており,事故の客観的事実のみが明らかになること,また,上記１復命書本体（オ）調査結果に関する事項中違反条項欄,署長判決および意見欄並びに調査官の意見および参考事項欄の各記載は,法令違反の有無及び今後所轄労働基準監督署が採るべき行政措置の可否が簡潔に記述されているのみであり,具体的な措置の内容が詳細に記述されているものでないことから,これを公にしても,事故の客観的事実に照らし,所轄労働基準監督署がどのような措置を行うべきものと判断したかという本件事案の処理結果を明らかにするにすぎず,労働基準監督機関の法令違反等の基準そのものが直ちに明らかとなるものとは言い難い。

したがって,これらの情報を公にした場合に,労働安全衛生関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから,法５条６号イに該当せず,開示すべきである。

４　法５条２号該当性について

（１）　法５条２号イについて

諮問庁は本件対象文書中事故に関連した機械の商品名及び上記１資料（イ）事故に関連した機械に関する内容については,当該機械の製造事業者の法人情報として法５条２号イに該当し不開示とすべき旨主張する。

ア　事故に関連した機械の商品名

諮問庁は,事故に関連した機械の商品名が公にされた場合には,当該機械自体が災害発生の原因ではないにもかかわらず,あたかも当該機械がその原因であるかのような懸念を抱き,当該機械ではなく同種の他の機械を購入しようとするなどの行動を取る可能性があり,その結果,当該機械の製造業者について,競争関係にある他の同種事業者との間における競争上の地位その他正当な利益を害することとなるおそれがある旨主張する。

当該機械の商品名は,特定の製造事業者が製造,販売及び設置している特定の機械の商品名そのものである。本件事案は特定労災事故に関して,その直接の原因が被災労働者の当該機械の操作方法のミス等の過失によるものなのか,当該機械の構造的欠陥等によるものなのかが問題となったものであるが,結局その原因が一義的にどこにあったのか明確に特定されることにはならなかったものである。このような状況を踏まえれば,当該機械の商品名が公にされた場合,当該機械が本件労災事故の直接の原因であるとともに,本件のような労災事故を生じさせる程の構造的欠陥を抱えている商品であるとの憶測を招くおそれがあり,このような事態となれば,同様の機能等を持つ機械を製造している同業他社との競争上において不利な立場に置かれることとなることから,当該機械の製造事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められ,法５条２号イに該当する。

イ　上記１資料（イ）事故に関連した機械に関する内容

事故に関連した機械に関する内容としては,当該機械の製造事業者が作成した取扱説明書,引渡書（保証書,仕様書及び試験結果成績書）及び配線図である。

当審査会が本件対象文書を見分したところ,当該機械は,注文者側の設置場所,処理容量等のニーズに応じて製造事業者が仕様等を個別に作成した上,設置するものと認められ,本件内容は,当該機械の製造業者の製造上のノウハウが記載されているものと言い得る。

したがって,これらの情報を公にすることにより,当該機械の製造事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ,法５条２号イに該当する。

（２） 法５条２号ロについて

諮問庁は,上記１添付文書である資料及び見取図は,被災事業場が行政機関の要請を受けて,公にしないとの条件で任意に提供されたものであり,当該法人においては通例として公にしないこととされているものに当たり法５条２号ロに該当する旨主張するが,これらの情報については,上記３アあるいは５（１）のとおり,同条６号柱書又は２号イに該当し,不開示が妥当であると判断していることから,同号ロ該当性については判断するまでもない。

５ 本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき,法５条１号,２号イ及び６号に該当することを理由に全部不開示とした決定につき,諮問庁が同条１号,２号イ及びロ並びに６号に該当するとして不開示とすべきであると判断した部分のうち,別表３欄に掲げる部分は,これらのいずれにも該当せず,開示すべきであるが,別表３欄に掲げる部分以外の部分は,同条１号,２号イ及び６号に該当し不開示が妥当である。

第６ 答申に関与した委員

藤井龍子，秋山幹男，松井茂記

別　表

１　区　分	２　項　目	３　開示すべき部分
１ページ	発生状況,原因等の概況欄	傷病名及び機械の商品名を除いた部分
２２ページ	違反条項欄	同左
	署長判決および意見欄	同左
	調査官の意見および参考事項欄	同左
２５ページから２８ページ	事業場の概要（パンフレット）	同左
６３ページ	見取図第１号（地図の写し）	同左